

山梨県公報

第二千八百五十一号

平成三十一年

一月七日

月 曜 日

目 次

公 告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市井倉字馬場四百六十五番、五百四十七番一、五百四十九番一、五百五十番一、五百五十一番及び五百五十二番一並びに道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

道路 水路	次の図のとおり
公共施設の種類	位置及び区域

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番